

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程

平成26年4月1日規程第305号

平成27年3月27日改正

平成28年3月25日改正

平成28年12月16日改正

平成30年3月9日改正

平成30年11月9日改正

令和4年6月1日改正

令和4年6月24日改正

令和4年11月4日改正

令和4年11月25日改正

令和5年3月24日改正

令和5年12月15日改正

令和6年3月15日改正

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 給料（第3条－第14条）

第3章 管理職手当（第15条）

第4章 初任給調整手当（第16条）

第5章 扶養手当（第17条－第23条）

第6章 地域手当（第24条－第25条）

第7章 住居手当（第26条－第27条）

第8章 通勤手当（第28条）

第9章 特殊勤務手当（第29条）

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（第30条－第38条）

第11章 期末手当及び勤勉手当（第39条－第50条）

第12章 雑則（第51条－第59条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、職員（地方独立行政法人市立吹田市民病院定年前再雇用短時間勤務職員規程第2条の規定により採用された定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用職員」という。）を含む。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 吹田市からの派遣職員の給与の支給に関する取扱いについては、吹田市職員の例によるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料

(給料)

第3条 給料は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職員の職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

(給料表)

第4条 給料表は、次のとおりとする。

- (1) 事務職等給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 医療職給料表（一）（別表第3）
- (4) 医療職給料表（二）（別表第4）
- (5) 医療職給料表（三）（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 理事長は、全ての職員の職務を前項に規定する等級のいずれかに格付けし、第1項に規定する給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員(定年前再雇用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員を1の職務の等級から他の職務の等級に異動させる場合、又は1の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に異動させる場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、別に規程で定める日に、同日前2年の期間内において別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 削除

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、病院の業績に応じて行わなければならない。

(定年前再雇用職員の給料月額)

第7条 定年前再雇用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の別に応じた定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用職員の職務の等級は6等級とする。ただし、退職時に7等級の者については7等級とする。

(給料支給の始期及び終期)

第8条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由の生じた職

員に対しては、その日から給料を支給する。

- 2 職員の号給に異動を生じた場合においては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。
- 4 前項に規定する場合のほか、職員に給料の支給をやめるべき事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

(給与の減額)

第9条 職員が、勤務時間等規程第3条第2項、第4条第1項、第10条及び別表の規定による勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日（勤務時間等規程第9条に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の休暇に関する規程第2条に規定する休暇（理事長が別に定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 職員が、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程の規定により、所定の勤務時間中に勤務しないときの給与の取扱いについては、同規程に規定する給与の取扱いに基づくものとする。
- 3 前2項の規定により減額すべき給与額の計算については第36条の規定を準用する。

(病気休暇の場合)

第10条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条、次条第1項及び第46条において同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を支給する。

(退職者の給与)

第11条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職になったときは、退職の期間中給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休

職になったときは、法律に定める場合を除くほか、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由により休職になったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由により休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第49条の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長の定める職員については、この限りでない。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは、「第11条第5項」と読み替えるものとする。

(事務引継等の場合の給料)

第12条 退職した者が法令により、又は特に命を受けて事務引継又は残務整理のため事務に従事する場合においては、その事務が終了する日まで、なお退職した際の給料を日割により支給する。

(給料等の支給及び支給日)

第13条 給料の給与期間は、月の1日から末日までとし、毎月1回その月の月額的全額を支給する。

- 2 前項の給料の支給日は、その月の15日（1月及び5月にあつては、17日）とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。
- 3 初任給調整手当、扶養手当、地域手当（管理職手当に係るものを除く。）及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当及び住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 管理職手当、地域手当（管理職手当に係るものに限る。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

（給料支給の特例）

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の事由に該当する場合においては、その際に給料を支給することができる。

- (1) 給料の支給日後において新たに職員となったとき又は職員が給料の支給日前に退職し、又は死亡したとき。
- (2) 職員が疾病、災害、出産、婚礼若しくは葬儀の費用又はやむを得ないものと認められる事由により1週間以上にわたる帰郷をする場合の費用に充てるため、給料の支給期日前に支給の請求をしたとき。

2 前項第2号の場合においては、請求があった日までの給料を日割で支給する。

第3章 管理職手当

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その勤務の特殊性に基づき支給する。

2 第30条、32条及び第34条の規定は、管理職手当が支給される職員に対しては理事長が定める場合を除き適用しない。

第4章 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第16条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5章 扶養手当

（扶養手当）

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員（以下「給料表1等級等職員」という。）に対しては、支給しない。

（扶養親族の範囲）

第18条 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく、主としてその職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 身体又は精神に著しい障害のある者

2 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 前項第6号に掲げる者にあつては、終身労務に服することができない程度でない者

(扶養手当の月額)

第19条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が2等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円）とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

2 特定期間（15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。）にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第20条 扶養手当の支給の原因となる事実が生じた場合、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した場合又は扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた場合には、職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。ただし、職務に変更があつた場合（扶養親族たる配偶者、父母等のある給料表1等級等職員が給料表1等級等職員以外の職員となった場合を除く。）又は扶養親族たる子若しくは第18条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し

た場合については、届け出を要しない。

2 前項の届出は、別に定める様式により行わなければならない。

(認定)

第21条 理事長は、職員から前条の届出を受けたときは、当該扶養親族が第18条に定める要件を備えているかどうかを確認し認定しなければならない。

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第22条 理事長は、前条の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

(扶養手当の支給の支給期間等)

第23条 扶養手当の支給は、扶養手当の支給の原因となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始に係る第20条の規定による届出が、その原因となる事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、扶養手当の支給は、届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

2 扶養手当の支給額の改定は、扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。この場合において、当該変更により扶養手当の支給額を増額する場合については、前項ただし書の規定を準用する。

第6章 地域手当

(地域手当)

第24条 地域手当は、給料の支給を受ける職員に対して支給する。

第25条 前条に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第7章 住居手当

(住居手当)

第26条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（理事長が定める職員を除く。）に支給する。

第27条 前条に規定する住居手当の月額、次の各号に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員住居手当規程で定める。

第8章 通勤手当

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次

の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（定年前再雇用職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る前2号に定める額を55,000円として算出した額を限度とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員通勤手当規程で定める。

第9章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第29条 特殊勤務手当は、特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする職員に対して、これを給料に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じて支給することができる。

2 前項に規定する特殊勤務手当の支給については、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程で定める。

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当

(時間外勤務手当)

第30条 時間外勤務手当は、所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師については、理事長が別に定める時間に応じて支給する。

第31条 前条に規定する時間外勤務手当の支給額は、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日に勤務時間等規程第4条第1項の規定により所定の勤

務時間を割り振られた職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 定年前再雇用職員が勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

（休日勤務手当）

第32条 休日勤務手当は、所定の休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第33条 前条の規定に基づく給与として、休日において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（勤務時間等規程第9条第3項の規定により、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除された者を除く。）には、休日勤務手当を支給する。

- 2 休日勤務手当の支給額は、所定の勤務

時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が12月29日から翌年の1月3日までの場合、理事長が特に認めた職員には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第34条 夜間勤務手当は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

第35条 前条に規定する夜間勤務手当の支給額は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（時間の計算）

第36条 第31条、第33条及び第35条の規定により、それぞれの手当の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。

2 前項の場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(宿日直手当)

第37条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員（医師を除く。）に対して支給する。

第38条 前条に規定する宿日直手当の支給額は、その勤務1回につき5,100円（理事長が指定する宿日直勤務にあつては、13,500円）を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

2 前項の勤務は、第30条、第32条及び第34条の勤務には含まれないものとする。

第11章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第40条 前条に規定する期末手当の額は、基準日にそれぞれ在職する職員の期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

2 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 別表第6の職員の欄に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手

当の月額合計額に同表の職員の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の加算割合の欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

- 5 期末手当に係る在職期間の算定については、就業規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。
- 6 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、理事長が別に定める。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、第39条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合で

あって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第5項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

第43条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第44条 前条に規定する勤勉手当は、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤務期間による割合（以下「期間率」という。）

及び人事評価の評価結果による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に人事評価の評価結果による加算額（以下「加算額」という。）を加えた額とする。この場合において、加算額を除き支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の48.75」とする。
- 4 第40条第3項及び第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第44条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 5 第41条及び第42条の規定は、第43条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは「第43条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。
- 6 第2項の規定による、成績率及び加算額の適用は別表第8の左欄に掲げる基準日の内、上段の基準日に係る勤勉手当のみ適用するものとする。

（期間率、成績率及び加算額）

第45条 期間率は、別表第7の左欄に掲げる基準日以前6箇月以内の期間における勤務期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

- 2 勤勉手当に係る在職期間の算定については、就業規則第15条に定める休職及び同規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。
- 3 成績率は、基準日の属する年度の前年度の人事評価の評価結果の区分に応じ、理事長が定める割合とする。
- 4 加算額は、基準日の属する年度の前年度の人事評価の評価結果の区分に応じ、理事長が定める額とする。

（勤勉手当の控除）

第46条 職員が第45条に規定する勤務期間において欠勤（所定の勤務時間中に勤務しないため第9条第1項の規定により給与の減額が行われる場合で理事長が定めるものをいう。）又は病気休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）により所定の勤務日に勤務しないときは、加算額を除く勤勉

手当支給額に180（勤務期間が6箇月未満のときは当該勤務期間の総日数）分の勤務しない日数を乗じて得た額を控除する。

（期間の通算）

第47条 第40条第1項に規定する在職期間及び第45条に規定する勤務期間には、この規程の適用を受ける職員以外の常勤の職員等としての在職期間及び勤務期間を通算することができる。

（役員を兼ねる職員の期末手当及び勤勉手当）

第48条 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の期末手当及び勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第49条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第8の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じ、それぞれ同表の支給日の欄に定める日とする。ただし、支給日の欄に定める日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。

2 前項の支給日は、理事長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（端数計算）

第50条 第40条第1項の期末手当基礎額又は第44条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第12章 雑則

（定年前再雇用職員についての適用除外）

第51条 第16条、第17条及び第26条の規定は、再雇用規程の規定により採用された職員には適用しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第52条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにその他理事長が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

（出張中の職員に対する取扱）

第53条 業務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。ただし、第30条、第32条及び第34条までの勤務に服すべき指示を受けて出張した場合は、この限りでない。

(給与からの控除)

第54条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定をしたものについて行うものとする。

(給与の口座振替)

第55条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(時間外勤務手当等の支給の特例)

第56条 第15条第2項に規定する理事長が定める場合は、法令等に基づく緊急業務（風水害等による非常災害対策の業務に限る。）に対処するため、第30条、第32条又は第34条の勤務をした場合とする。この場合においては、当該勤務をした職員に対し、それぞれの規定に基づく手当を支給することができる。

(委任)

第57条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

改正

平成27年3月27日

平成28年3月25日

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(55歳を超える管理職にある職員の特例)

2 平成30年3月31日までの間、職員（別表に掲げる職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員、再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。）のうち、その号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第4項において

「最低号給に達しない場合」という。) にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同表に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第44条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同表に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第11条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第11条第1項 前各号に定める額
 - イ 第11条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第11条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第11条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- (給料の切替え等に伴う経過措置)
- 5 平成24年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において、廃止前の吹田市病院企業職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の適用を受けていた職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるもの（再雇用職員及び理事長が定めるものを除く。）には、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- (1) 平成26年4月1日から平成26年12月31日まで 100分の6
 - (2) 平成27年1月1日から平成27年12月31日まで 100分の8
 - (3) 平成28年1月1日から平成28年12月31日まで 100分の10
 - (4) 平成29年1月1日から平成29年12月31日まで 100分の12
 - (5) 平成30年1月1日から平成30年12月31日まで 100分の14

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員についての規程附則第5項の規定の適用については、同項各号に定める金額の計算の基礎となる当該職員の給料月額、給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額とする。

（委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成27年3月27日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成27年3月改正後職員給与規程」という。）第28条第2項、別表第1から別表第5の規定は平成26年4月1日から、平成27年3月改正後職員給与規程第44条第2項及び第3項の規定は、同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 平成27年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成27年3月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成27年 3月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

(事務職等給料表、技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給の改定)

- 2 平成27年 4月 1日 (以下「切替日」という。)の前日から引き続き事務職等給料表及び技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給は、切替日において、当該職員が新たに給料表の適用を受けた際に初任給として受けた号給の 8 号給下位の号給を初任給として受けたとした場合に当該職員が切替日に受けることとなる号給 (次項において「改定後の号給」という。)に改定する。

- 3 前項に定める職員の改定後の号給の決定は、平成27年 3月改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程 (以下「平成27年 3月改正後職員給与規程」という。)の規定により行う。

(改正前の規程による初任給に関する措置)

- 4 第 2 項に定める職員で、改正前の職員給与規程の規定により初任給を受けた職員については、当該職員が初任給として受けた号給に相当する号給として理事長が定める平成27年 3月改正後職員給与規程の規定による号給を当該職員が受けた号給とみなして、前 2 項の規定を適用する。

(医療職給料表 (二)、医療職給料表 (三) の適用を受ける職員の号給の改定)

- 5 切替日の前日から引き続き医療職給料表 (二) 及び医療職給料表 (三) の適用を受ける職員で、平成27年 1月 1日に昇給のあった者の号給は、切替日において、1 号給下位の号給に改定する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額 (附則第 2 項及び第 5 項の規定により号給

が改定された職員にあっては、改定後の号給の平成27年3月改正後職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表に定める給料月額（職員給与規程平成26年4月1日施行附則第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項に規定する給料を加算した額）に達しないこととなるもの（理事長が定めるものを除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程第15条第1項に規定する職員（再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

10 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月25日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年3月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 平成28年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、平成28年3月改正後職員給与規程の規定による給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年 3 月25日)

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年12月16日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月16日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年12月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成28年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 平成28年12月改正後職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年12月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年12月16日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第17条ただし書の規定は適用せず、当該期間に係る改正後給与規程第19条第 1 項の規定による扶養手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで 改正後給与規程第18条第 1 項第 1 号に該当する扶養親族については10,000円とし、同条第 1 項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については10,000円）とし、その他の扶養親族については 1 人につき 6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000円）とする。

- (2) 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 扶養親族たる子以外の扶養親族

(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級又は2等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円)とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

(委任)

- 3 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成30年3月9日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号給の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、附則(平成27年3月27日)第5項の適用を受けた職員の号給は、平成30年4月1日において1号給上位の号給に改定する。

附 則 (平成30年11月9日)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、137.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「137.5分の10」とあるのは、「80分の5」とする。

附 則 (令和4年6月24日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行する。

2 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月4日）

（施行期日等）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）医師または歯科医師

（2）本人の希望により職務の等級を6等級以下に降格した者

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

4 就業規則第21条に規定する降格をされた職員であつて、当該降格をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第2項

の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

附 則（令和5年12月15日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和5年12月15日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務職等給料表

職員の 区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	459,500	409,900	364,900	322,400	269,400	238,300	158,600
再雇用	2	462,600	412,300	367,500	324,600	271,100	239,800	159,700
短時間	3	465,600	414,800	370,000	326,800	272,600	241,200	160,900
勤務職 員以外 の職員	4	468,600	417,200	372,400	328,800	274,200	242,600	162,000
	5	471,600	419,100	374,300	330,800	275,800	243,900	163,100
	6	474,600	421,200	376,800	332,800	277,600	245,500	164,200
	7	477,600	423,300	379,100	334,700	279,500	247,000	165,300
	8	480,700	425,500	381,600	336,600	281,400	248,400	166,400
	9	483,400	427,400	384,100	338,600	283,200	249,700	167,500
	10	486,500	429,500	386,700	340,600	285,100	251,100	168,900
	11	489,500	431,600	389,300	342,600	287,100	252,600	170,200
	12	492,600	433,500	391,900	344,600	289,000	254,000	171,500
	13	495,300	435,200	394,200	346,400	290,800	255,300	172,800

14	497,600	437,000	396,500	348,400	292,600	256,600	174,300
15	499,900	438,900	398,700	350,400	294,100	257,800	175,800
16	502,200	440,800	401,000	352,300	295,700	259,000	177,400
17	504,200	442,600	402,800	354,000	297,300	260,200	178,600
18	505,600	444,400	404,700	356,000	299,300	261,700	180,000
19	507,100	446,200	406,600	357,800	301,300	263,000	181,400
20	508,500	447,900	408,400	359,700	303,100	264,300	182,800
21	509,700	449,700	410,200	361,700	304,900	265,700	184,200
22	511,100	451,200	412,000	363,600	306,800	267,300	186,500
23	512,600	452,600	413,800	365,500	308,700	269,000	188,700
24	514,100	454,100	415,600	367,400	310,500	270,600	190,900
25	515,200	455,500	417,200	369,300	312,200	272,300	193,200
26	516,300	456,800	418,700	371,200	314,200	274,100	194,900
27	517,500	458,100	420,200	373,100	316,200	275,800	196,500
28	518,700	459,300	421,700	375,000	318,100	277,500	198,000
29	519,700	460,300	423,200	376,500	319,900	279,100	199,500
30	520,600	461,000	424,500	378,300	321,900	280,800	201,000
31	521,500	461,800	425,800	380,100	323,900	282,400	202,400
32	522,400	462,500	427,000	381,700	325,900	284,100	203,800
33	523,200	463,200	428,200	383,400	327,200	285,300	205,200
34	524,100	464,000	429,500	384,800	329,200	286,900	206,900
35	524,800	464,700	430,800	386,200	331,100	288,400	208,600
36	525,300	465,300	432,000	387,600	333,100	289,900	210,100
37	526,000	465,800	433,200	389,000	335,000	291,300	211,700
38	526,600	466,400	434,000	390,200	336,900	292,900	213,500
39	527,400	467,000	434,800	391,400	338,800	294,500	215,200
40	528,000	467,600	435,600	392,400	340,700	296,100	216,900
41	528,500	468,100	436,200	393,500	342,500	297,700	218,500
42		468,600	436,900	394,700	344,400	299,300	220,000
43		469,000	437,600	395,800	346,200	300,800	221,500

44	469,300	438,300	396,900	348,000	302,300	223,000
45	469,600	439,100	397,600	349,500	303,900	224,200
46		439,900	398,300	350,900	305,500	225,600
47		440,300	399,000	352,300	307,100	227,000
48		441,000	399,700	353,800	308,600	228,400
49		441,500	400,300	355,300	309,600	229,800
50		441,900	400,900	356,100	311,100	231,400
51		442,300	401,400	357,100	312,600	232,900
52		442,700	401,800	358,100	314,200	234,300
53		443,100	402,200	359,000	315,800	235,600
54		443,500	402,500	360,100	317,400	237,200
55		443,900	402,800	361,000	318,900	238,700
56		444,200	403,100	362,000	320,400	240,100
57		444,500	403,400	362,900	321,800	241,300
58		444,900	403,700	363,600	323,000	242,800
59		445,200	404,000	364,300	324,100	244,100
60		445,500	404,300	364,900	325,200	245,400
61		445,800	404,600	365,300	325,900	246,600
62			404,900	365,900	326,800	247,600
63			405,200	366,600	327,600	248,500
64			405,500	367,300	328,400	249,400
65			405,800	367,600	329,200	250,300
66			406,100	368,300	329,600	251,400
67			406,400	369,000	330,200	252,200
68			406,700	369,600	330,900	253,000
69			406,900	369,900	331,700	253,700
70			407,200	370,500	332,400	254,900
71			407,500	371,200	333,100	256,300
72			407,700	371,800	333,700	257,600
73			407,900	372,100	334,200	258,800

74			408,200	372,700	334,800	260,000
75			408,500	373,400	335,300	261,300
76			408,700	374,000	335,900	262,500
77			408,900	374,400	336,200	263,600
78			409,200	374,900	336,700	264,800
79			409,500	375,500	337,100	266,000
80			409,700	376,000	337,500	267,200
81			409,900	376,500	337,900	268,300
82			410,200	377,100	338,400	269,300
83			410,500	377,600	338,900	270,300
84			410,700	377,900	339,400	271,200
85			410,900	378,300	339,700	272,100
86				378,800	340,100	273,000
87				379,200	340,600	273,900
88				379,600	341,000	274,800
89				380,000	341,300	275,800
90				380,500	341,700	276,700
91				380,900	342,200	277,600
92				381,300	342,600	278,500
93				381,600	342,800	279,500
94					343,200	280,500
95					343,700	281,400
96					344,100	282,300
97					344,200	282,900
98					344,700	283,600
99					345,100	284,300
100					345,400	285,200
101					345,700	286,200
102					346,100	287,000
103					346,500	287,800

104					346,900	288,600
105					347,400	289,300
106					347,800	289,800
107					348,200	290,200
108					348,600	290,600
109					349,100	290,700
110					349,500	291,100
111					349,800	291,300
112					350,100	291,600
113					350,600	291,800
114						292,000
115						292,300
116						292,500
117						292,800
118						293,100
119						293,400
120						293,700
121						294,000
122						294,400
123						294,700
124						295,100
125						295,200
126						295,400
127						295,800
128						296,200
129						296,400
130						296,700
131						297,100
132						297,500
133						297,700

134								298,000
135								298,400
136								298,700
137								298,900
138								299,200
139								299,600
140								299,900
141								300,100
142								300,500
143								300,900
144								301,200
145								301,300
146								301,600
147								301,900
148								302,300
149								302,500
150								302,700
151								303,000
152								303,300
153								303,700
154								303,900
155								304,200
156								304,500
157								304,800
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		442,000	390,800	357,600	315,800	275,200	255,800	215,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係) 削除

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表 (一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	599,000	474,100	404,600	343,400	251,800
2	602,000	476,400	407,300	346,400	254,300
3	605,000	478,600	410,100	349,200	256,800
4	608,000	480,900	412,800	352,200	259,300
5	611,000	483,200	415,300	354,700	261,300
6	614,000	485,300	417,600	357,800	263,800
7	617,000	487,500	419,500	360,800	266,200
8	620,000	489,500	421,700	363,600	268,600
9	623,000	491,400	423,700	365,700	270,800
10	626,000	493,500	426,400	368,400	274,300
11	629,000	495,600	428,900	371,100	277,800
12	632,000	497,700	431,300	373,600	281,200
13	635,000	499,800	433,500	376,400	284,800
14	637,800	501,700	436,000	379,900	288,300
15	640,600	503,800	438,000	383,100	291,900
16	643,400	505,900	440,100	386,500	295,400
17	646,200	507,800	442,200	389,500	298,900
18	649,200	509,800	444,400	392,100	302,800
19	652,200	511,800	446,600	394,800	306,700
20	655,200	513,600	448,700	397,400	310,300
21	658,200	515,400	450,200	400,100	314,000
22	661,200	517,200	452,600	402,400	317,500
23	664,200	519,000	455,000	404,100	321,000
24	667,200	520,800	457,200	406,000	324,500

25	670,200	522,400	459,200	407,900	328,100
26	673,200	524,200	461,500	410,100	331,800
27	676,200	526,000	463,700	412,200	335,200
28	679,200	527,800	466,000	414,200	338,700
29	682,200	529,500	468,200	416,300	342,000
30	685,200	531,300	470,400	418,400	344,600
31	688,200	533,100	472,700	420,000	347,100
32	691,200	534,900	474,800	421,700	349,400
33	694,200	536,500	476,600	423,700	351,500
34	697,200	538,300	478,700	425,300	353,400
35	700,200	540,000	480,800	427,100	355,100
36	703,200	541,700	482,800	428,900	356,900
37	706,200	543,300	484,900	430,800	358,900
38	709,200	545,200	486,600	432,800	361,200
39	712,200	547,100	488,400	434,700	363,400
40	715,200	549,000	490,200	436,600	365,600
41	718,200	551,000	491,800	438,400	367,700
42	721,200	553,000	493,600	440,100	369,900
43	724,200	555,000	495,400	441,800	372,200
44	727,200	557,000	497,000	443,600	374,400
45	730,200	558,800	498,400	445,500	376,400
46	733,200	560,700	500,100	447,300	377,300
47	736,200	562,600	501,900	449,000	378,000
48	739,200	564,500	503,600	450,700	379,000
49	742,200	566,500	505,100	452,300	380,000
50		568,200	506,400	454,000	381,300
51		569,900	507,700	455,700	382,600
52		571,600	509,000	457,400	383,900
53		573,300	510,100	459,300	384,800
54		575,000	511,400	460,500	385,600
55		576,700	512,700	461,700	386,400

56	578,400	514,000	462,900	387,000
57	580,100	515,000	463,900	387,800
58	581,600	515,800	464,900	388,600
59	583,100	516,600	465,800	389,300
60	584,600	517,400	466,600	390,000
61	586,100	518,300	467,400	390,800
62	587,800	519,100	468,100	391,700
63	589,500	520,000	468,800	392,400
64	591,200	520,800	469,400	393,000
65	592,900	521,700	470,100	393,600
66	594,600	522,600	470,800	394,100
67	596,300	523,300	471,400	394,500
68	598,000	524,200	472,100	394,900
69	599,700	525,100	472,400	395,200
70	601,400	525,900	473,000	
71	603,100	526,800	473,700	
72	604,800	527,700	474,400	
73	606,500	528,500	474,800	
74	608,200	529,400		
75	609,900	530,300		
76	611,600	531,000		
77	613,300	531,800		
78		532,700		
79		533,600		
80		534,500		
81		535,300		
82		536,200		
83		537,100		
84		538,000		
85		538,800		
86		539,700		

87		540,600	
88		541,500	
89		542,300	

備考 この表は、医師及び歯科医師で別に定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	422,900	381,400	336,700	305,600	269,400	238,300	158,600
再雇用	2	426,000	383,800	339,100	307,700	271,100	239,800	159,700
短時間	3	429,100	386,200	341,500	309,800	272,600	241,200	160,900
勤務職 員以外 の職員	4	432,200	388,600	343,900	311,900	274,200	242,600	162,000
	5	435,100	390,900	346,100	314,000	275,800	243,900	163,100
	6	438,200	393,300	348,500	316,100	277,600	245,500	164,200
	7	441,300	395,700	350,900	318,200	279,500	247,000	165,300
	8	444,400	398,100	353,300	320,300	281,400	248,400	166,400
	9	447,300	400,400	355,500	322,400	283,200	249,700	167,500
	10	450,400	402,800	357,900	324,600	285,100	251,100	168,900
	11	453,500	405,200	360,300	326,800	287,100	252,600	170,200
	12	456,600	407,600	362,700	328,800	289,000	254,000	171,500
	13	459,500	409,900	364,900	330,800	290,800	255,300	172,800
	14	462,600	412,300	367,500	332,800	292,600	256,600	174,300
	15	465,600	414,800	370,000	334,700	294,100	257,800	175,800
	16	468,600	417,200	372,400	336,600	295,700	259,000	177,400
	17	471,600	419,100	374,300	338,600	297,300	260,200	178,600
	18	474,600	421,200	376,800	340,600	299,300	261,700	180,000
	19	477,600	423,300	379,100	342,600	301,300	263,000	181,400
	20	480,700	425,500	381,600	344,600	303,100	264,300	182,800

21	483,400	427,400	384,100	346,400	304,900	265,700	184,200
22	486,500	429,500	386,700	348,400	306,800	267,300	186,500
23	489,500	431,600	389,300	350,400	308,700	269,000	188,700
24	492,600	433,500	391,900	352,300	310,500	270,600	190,900
25	495,300	435,200	394,200	354,000	312,200	272,300	193,200
26	497,600	437,000	396,500	356,000	314,200	274,100	194,900
27	499,900	438,900	398,700	357,800	316,200	275,800	196,500
28	502,200	440,800	401,000	359,700	318,100	277,500	198,000
29	504,200	442,600	402,800	361,700	319,900	279,100	199,500
30	505,600	444,400	404,700	363,600	321,900	280,800	201,000
31	507,100	446,200	406,600	365,500	323,900	282,400	202,400
32	508,500	447,900	408,400	367,400	325,900	284,100	203,800
33	509,700	449,700	410,200	369,300	327,200	285,300	205,200
34	511,100	451,200	412,000	371,200	329,200	286,900	206,900
35	512,600	452,600	413,800	373,100	331,100	288,400	208,600
36	514,100	454,100	415,600	375,000	333,100	289,900	210,100
37	515,200	455,500	417,200	376,500	335,000	291,300	211,700
38	516,300	456,800	418,700	378,300	336,900	292,900	213,500
39	517,500	458,100	420,200	380,100	338,800	294,500	215,200
40	518,700	459,300	421,700	381,700	340,700	296,100	216,900
41	519,700	460,300	423,200	383,400	342,500	297,700	218,500
42		461,000	424,500	384,800	344,400	299,300	220,000
43		461,800	425,800	386,200	346,200	300,800	221,500
44		462,500	427,000	387,600	348,000	302,300	223,000
45		463,200	428,200	389,000	349,500	303,900	224,200
46			429,500	390,200	350,900	305,500	225,600
47			430,800	391,400	352,300	307,100	227,000
48			432,000	392,400	353,800	308,600	228,400
49			433,200	393,500	355,300	309,600	229,800
50			434,000	394,700	356,100	311,100	231,400

51	434,800	395,800	357,100	312,600	232,900
52	435,600	396,900	358,100	314,200	234,300
53	436,200	397,600	359,000	315,800	235,600
54	436,900	398,300	360,100	317,400	237,200
55	437,600	399,000	361,000	318,900	238,700
56	438,300	399,700	362,000	320,400	240,100
57	439,100	400,300	362,900	321,800	241,300
58	439,900	400,900	363,600	323,000	242,800
59	440,300	401,400	364,300	324,100	244,100
60	441,000	401,800	364,900	325,200	245,400
61	441,500	402,200	365,300	325,900	246,600
62	441,900	402,500	365,900	326,800	247,600
63	442,300	402,800	366,600	327,600	248,500
64	442,700	403,100	367,300	328,400	249,400
65	443,100	403,400	367,600	329,200	250,300
66		403,700	368,300	329,600	251,400
67		404,000	369,000	330,200	252,200
68		404,300	369,600	330,900	253,000
69		404,600	369,900	331,700	253,700
70		404,900	370,500	332,400	254,900
71		405,200	371,200	333,100	256,300
72		405,500	371,800	333,700	257,600
73		405,800	372,100	334,200	258,800
74		406,100	372,700	334,800	260,000
75		406,400	373,400	335,300	261,300
76		406,700	374,000	335,900	262,500
77		406,900	374,400	336,200	263,600
78		407,200	374,900	336,700	264,800
79		407,500	375,500	337,100	266,000
80		407,700	376,000	337,500	267,200

81			407,900	376,500	337,900	268,300
82			408,200	377,100	338,400	269,300
83			408,500	377,600	338,900	270,300
84			408,700	377,900	339,400	271,200
85			408,900	378,300	339,700	272,100
86			409,200	378,800	340,100	273,000
87			409,500	379,200	340,600	273,900
88			409,700	379,600	341,000	274,800
89			409,900	380,000	341,300	275,800
90			410,200	380,500	341,700	276,700
91			410,500	380,900	342,200	277,600
92			410,700	381,300	342,600	278,500
93			410,900	381,600	342,800	279,500
94					343,200	280,500
95					343,700	281,400
96					344,100	282,300
97					344,200	282,900
98					344,700	283,600
99					345,100	284,300
100					345,400	285,200
101					345,700	286,200
102					346,100	287,000
103					346,500	287,800
104					346,900	288,600
105					347,400	289,300
106					347,800	289,800
107					348,200	290,200
108					348,600	290,600
109					349,100	290,700
110					349,500	291,100

111					349,800	291,300
112					350,100	291,600
113					350,600	291,800
114						292,000
115						292,300
116						292,500
117						292,800
118						293,100
119						293,400
120						293,700
121						294,000
122						294,400
123						294,700
124						295,100
125						295,200
126						295,400
127						295,800
128						296,200
129						296,400
130						296,700
131						297,100
132						297,500
133						297,700
134						298,000
135						298,400
136						298,700
137						298,900
138						299,200
139						299,600
140						299,900

141								300,100
142								300,500
143								300,900
144								301,200
145								301,300
146								301,600
147								301,900
148								302,300
149								302,500
150								302,700
151								303,000
152								303,300
153								303,700
154								303,900
155								304,200
156								304,500
157								304,800
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		442,000	390,800	357,600	315,800	275,200	255,800	215,800

備考 この表は、薬剤師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	円 398,500	円 362,400	円 315,900	円 297,200	円 269,400	円 238,300	円 158,600

再雇用	2	401,600	364,800	318,400	299,300	271,100	239,800	159,700
短時間	3	404,700	367,200	320,900	301,400	272,600	241,200	160,900
勤務職	4	407,800	369,600	323,400	303,500	274,200	242,600	162,000
員以外	5	410,700	371,900	325,700	305,600	275,800	243,900	163,100
の職員	6	413,800	374,300	328,200	307,700	277,600	245,500	164,200
	7	416,900	376,700	330,700	309,800	279,500	247,000	165,300
	8	420,000	379,100	333,200	311,900	281,400	248,400	166,400
	9	422,900	381,400	335,500	314,000	283,200	249,700	167,500
	10	426,000	383,800	338,000	316,100	285,100	251,100	168,900
	11	429,100	386,200	340,500	318,200	287,100	252,600	170,200
	12	432,200	388,600	343,000	320,300	289,000	254,000	171,500
	13	435,100	390,900	345,300	322,400	290,800	255,300	172,800
	14	438,200	393,300	347,800	324,600	292,600	256,600	174,300
	15	441,300	395,700	350,300	326,800	294,100	257,800	175,800
	16	444,400	398,100	352,800	328,800	295,700	259,000	177,400
	17	447,300	400,400	355,100	330,800	297,300	260,200	178,600
	18	450,400	402,800	357,600	332,800	299,300	261,700	180,000
	19	453,500	405,200	360,100	334,700	301,300	263,000	181,400
	20	456,600	407,600	362,600	336,600	303,100	264,300	182,800
	21	459,500	409,900	364,900	338,600	304,900	265,700	184,200
	22	462,600	412,300	367,500	340,600	306,800	267,300	186,500
	23	465,600	414,800	370,000	342,600	308,700	269,000	188,700
	24	468,600	417,200	372,400	344,600	310,500	270,600	190,900
	25	471,600	419,100	374,300	346,400	312,200	272,300	193,200
	26	474,600	421,200	376,800	348,400	314,200	274,100	194,900
	27	477,600	423,300	379,100	350,400	316,200	275,800	196,500
	28	480,700	425,500	381,600	352,300	318,100	277,500	198,000
	29	483,400	427,400	384,100	354,000	319,900	279,100	199,500
	30	486,500	429,500	386,700	356,000	321,900	280,800	201,000
	31	489,500	431,600	389,300	357,800	323,900	282,400	202,400

32	492,600	433,500	391,900	359,700	325,900	284,100	203,800
33	495,300	435,200	394,200	361,700	327,200	285,300	205,200
34	497,600	437,000	396,500	363,600	329,200	286,900	206,900
35	499,900	438,900	398,700	365,500	331,100	288,400	208,600
36	502,200	440,800	401,000	367,400	333,100	289,900	210,100
37	504,200	442,600	402,800	369,300	335,000	291,300	211,700
38	505,600	444,400	404,700	371,200	336,900	292,900	213,500
39	507,100	446,200	406,600	373,100	338,800	294,500	215,200
40	508,500	447,900	408,400	375,000	340,700	296,100	216,900
41	509,700	449,700	410,200	376,500	342,500	297,700	218,500
42		451,200	412,000	378,300	344,400	299,300	220,000
43		452,600	413,800	380,100	346,200	300,800	221,500
44		454,100	415,600	381,700	348,000	302,300	223,000
45		455,500	417,200	383,400	349,500	303,900	224,200
46			418,700	384,800	350,900	305,500	225,600
47			420,200	386,200	352,300	307,100	227,000
48			421,700	387,600	353,800	308,600	228,400
49			423,200	389,000	355,300	309,600	229,800
50			424,500	390,200	356,100	311,100	231,400
51			425,800	391,400	357,100	312,600	232,900
52			427,000	392,400	358,100	314,200	234,300
53			428,200	393,500	359,000	315,800	235,600
54			429,500	394,700	360,100	317,400	237,200
55			430,800	395,800	361,000	318,900	238,700
56			432,000	396,900	362,000	320,400	240,100
57			433,200	397,600	362,900	321,800	241,300
58			434,000	398,300	363,600	323,000	242,800
59			434,800	399,000	364,300	324,100	244,100
60			435,600	399,700	364,900	325,200	245,400
61			436,200	400,300	365,300	325,900	246,600

62	436,900	400,900	365,900	326,800	247,600
63	437,600	401,400	366,600	327,600	248,500
64	438,300	401,800	367,300	328,400	249,400
65	439,100	402,200	367,600	329,200	250,300
66		402,500	368,300	329,600	251,400
67		402,800	369,000	330,200	252,200
68		403,100	369,600	330,900	253,000
69		403,400	369,900	331,700	253,700
70		403,700	370,500	332,400	254,900
71		404,000	371,200	333,100	256,300
72		404,300	371,800	333,700	257,600
73		404,600	372,100	334,200	258,800
74		404,900	372,700	334,800	260,000
75		405,200	373,400	335,300	261,300
76		405,500	374,000	335,900	262,500
77		405,800	374,400	336,200	263,600
78		406,100	374,900	336,700	264,800
79		406,400	375,500	337,100	266,000
80		406,700	376,000	337,500	267,200
81		406,900	376,500	337,900	268,300
82		407,200	377,100	338,400	269,300
83		407,500	377,600	338,900	270,300
84		407,700	377,900	339,400	271,200
85		407,900	378,300	339,700	272,100
86		408,200	378,800	340,100	273,000
87		408,500	379,200	340,600	273,900
88		408,700	379,600	341,000	274,800
89		408,900	380,000	341,300	275,800
90		409,200	380,500	341,700	276,700
91		409,500	380,900	342,200	277,600

92			409,700	381,300	342,600	278,500
93			409,900	381,600	342,800	279,500
94			410,200		343,200	280,500
95			410,500		343,700	281,400
96			410,700		344,100	282,300
97			410,900		344,200	282,900
98					344,700	283,600
99					345,100	284,300
100					345,400	285,200
101					345,700	286,200
102					346,100	287,000
103					346,500	287,800
104					346,900	288,600
105					347,400	289,300
106					347,800	289,800
107					348,200	290,200
108					348,600	290,600
109					349,100	290,700
110					349,500	291,100
111					349,800	291,300
112					350,100	291,600
113					350,600	291,800
114						292,000
115						292,300
116						292,500
117						292,800
118						293,100
119						293,400
120						293,700
121						294,000

122					294,400
123					294,700
124					295,100
125					295,200
126					295,400
127					295,800
128					296,200
129					296,400
130					296,700
131					297,100
132					297,500
133					297,700
134					298,000
135					298,400
136					298,700
137					298,900
138					299,200
139					299,600
140					299,900
141					300,100
142					300,500
143					300,900
144					301,200
145					301,300
146					301,600
147					301,900
148					302,300
149					302,500
150					302,700
151					303,000

	152							303,300
	153							303,700
	154							303,900
	155							304,200
	156							304,500
	157							304,800
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		442,000	390,800	357,600	315,800	275,200	255,800	215,800

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第40条関係）

給料表	職員	加算割合
事務職等給料表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表 (一)	(1) 給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が3等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が3等級である職員（前号に掲げる職員を除く。）及び給料表の職務の等級が4等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が4等級である職員（前号に掲げる職員を除く。）及び給料表の職務の等級が5等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の5

医療職給料表 (二)	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表 (三)	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3

別表第7 (第45条関係)

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の90
4箇月以上5箇月未満	100分の80
3箇月以上4箇月未満	100分の70
2箇月以上3箇月未満	100分の60
1箇月以上2箇月未満	100分の50
1箇月未満	100分の40
零	零

別表第8 (第49条関係)

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日